

【新設】(資産の販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分)

2-1-1の8 法人が資産の販売等を行った場合において、次の(1)に掲げる額及び次の(2)に掲げる事実並びにその他のこれらに関連する全ての事実及び状況を総合的に勘案して、当該資産の販売等に係る契約に金銭の貸付けに準じた取引が含まれていると認められるときは、継続適用を条件として、当該取引に係る利息相当額を当該資産の販売等に係る収益の額に含めないことができる。

(1) 資産の販売等に係る契約の対価の額と現金販売価格（資産の販売等と同時にその対価の全額の支払を受ける場合の価格をいう。）との差額

(2) 資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供をしてから相手方が当該資産の販売等に係る対価の支払を行うまでの予想される期間及び市場金利の影響

【解説】

- 1 本通達は、資産の販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分についての一般的基準を明らかにしている。
- 2 会計上、利息相当分の区分について、収益認識基準の導入前は、商品の販売取引と金融取引を区分して会計処理するような具体的な定めは設けられていなかった。
収益認識基準では、契約の当事者が明示的又は黙示的に合意した支払時期により、財又はサービスの顧客への移転に係る信用供与についての重要な便益が顧客又は企業に提供される場合には、顧客との契約は重要な金融要素を含むものとされ（収益認識基準 56）、利息部分を切り離して収益認識することとされている。
- 3 法人税においては、従来、旧通達 2-4-11《長期割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分》において、割賦販売等に係る契約により販売代価と賦払期間中の利息に相当する金額とが明確、かつ、合理的に区分されているときは、当該利息相当額を当該割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる取扱いを設けていたが、収益認識基準の導入を踏まえ、一般的な取扱いを明らかにしたものである。
- 4 具体的には、法人が資産の販売等を行った場合において、本通達の(1)に掲げる額及び本通達の(2)に掲げる事実並びにその他のこれらに関連する全ての事実及び状況を総合的に勘案して、当該資産の販売等に係る契約に金銭の貸付けに準じた取引が含まれていると認められるときは、継続適用を条件として、当該取引に係る利息相当額を当該資産の販売等に係る収益の額に含めないことができる旨を本通達で明らかにしている。
- 5 なお、本通達の(1)及び(2)の要件は、契約に金融要素が含まれるかどうか、それが契約にとって重要であるかどうかを判定する収益認識基準適用指針第 27 項の要件と同様であり、本通達は収益認識基準でいうところの契約において重要な金融要素が含まれている場合の取扱いを取り込んだものということになる。
- 6 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 2-1-1の8）を定めている。